

国際港湾特区

都道府県名：

東京都

申請主体名：

東京都

区域の範囲：

中央区、港区、江東区、品川区、大田区及び江戸川区の全域並びに中央防波堤内側埋立地の全域

国際港湾特区の区域



特区の概要：

コンテナ貨物取扱量が日本一であり、首都圏 4000 万人の生活と産業を支える東京港において、先導的に規制緩和を実施し、港湾サービスの向上、コストの低減を図ることで東京港、ひいては我が国港湾全体の国際競争力強化を図る。これにより、国民生活や産業活動に必要な物資の迅速かつ低廉で安定的な供給に寄与していくことを目指す。

適用される規制の特例措置：

- ・ 臨時開庁手数料の軽減
- ・ 税関の執務時間外における通関体制の整備

